

兵庫環境創造型農業推進計画

平成21年4月

兵庫県農政環境部

目 次

趣 旨

1	背景	1
2	これまでの取組経過	1
3	今後の取組方向	3
4	計画の性格	4

	環境創造型農業の理念	5
	生産方法の定義と農産物の誘導方向	6

	目 標	7
1	環境創造型農業普及目標	7
2	安全安心な農産物の供給目標	8
3	生産団地の育成目標	8
4	推進体制の整備目標	8

	推進期間	9
--	------	---

	推進方針	10
--	------	----

具体的な施策の支援方策

1	推進体制の強化	
	(1) 県域における推進	11
	(2) 地域における推進	11
2	技術の開発と普及の促進	
	(1) 生産技術の研究・開発	13
	環境創造型農業の推進に必要な技術の研究・開発	
	環境創造型農業技術の体系化	
	(2) 地球温暖化や生物多様性に配慮した取組の推進	14
	炭素の土中固定による地球温暖化防止対策への対応	
	生態系への影響に配慮した農法の研究・普及推進	

	生物多様性に配慮した生産環境の整備技術の研究・開発	
(3)	環境への負荷の軽減を進めるための技術の普及推進	14
	普及指導體制の充実と農業協同組合との連携強化	
	耕畜連携等による土づくりの推進及び化学肥料の使用低減	
	化学合成農薬の使用低減	
	環境に配慮した循環型農業の推進	
	マニュアルを活用した普及推進	
3	農業者等への支援	
(1)	農業者等の意識高揚	17
	研修会等の開催	
	県ホームページや県発行の刊行物等、広報媒体の活用	
	優良事例等の表彰	
	実施した技術の点検・評価	
(2)	環境創造型農業の取組拡大	17
	地域全体の取組みへの誘導	
	環境創造型農業を基本とした営農計画策定指導	
	組織化の推進	
	新規就農者等への啓蒙指導	
(3)	機械・施設の整備促進	18
(4)	生産された農産物の流通・販売促進	18
	兵庫県認証食品、ひょうご安心ブランド及び有機農産物認証取得への誘導	
	生産者と流通・販売業者等の連携による需要拡大	
(5)	有機農業者等に対する支援	19
	研修の実施	
	有機農産物の需要拡大	
	有機農業者間の交流の促進	
	有機農業モデルタウンの育成・指導	
	有機農業者等の意見の反映	
4	消費者等の理解の促進	
(1)	県民の意識の高揚	21
	フォーラム等の開催	
	情報の提供	
	流通・販売業者や消費者等の参画と協働の推進	
	地域イベント等との連携	
(2)	県民参加型の運動への誘導	21
	消費者と生産者の交流会の開催	
	教育機関との連携による環境教育の推進	
	食育との連携による参画と協働の推進	

(3)	安全安心な農産物の消費拡大の推進	2 2
	消費者への情報提供の実施による理解の増進	
	安全安心な農産物の販売促進	
	地産地消や学校給食での利用促進	
(4)	消費者の安心感の醸成	2 3
5	推進状況の把握及び評価の方法	
(1)	取り組み状況の把握	2 4
(2)	評価と施策への反映	2 4
(3)	推進計画の見直し	2 4

県民の行動指針

1	事業者等の責務	
(1)	農業者	2 5
(2)	農業者団体	2 5
(3)	流通関係者	2 5
(4)	食品製造業・外食産業	2 6
2	市町の責務	2 6
3	県の責務	2 6
4	県民の役割	2 6

趣 旨

1 背 景

農業は環境との調和を基本とした産業であり、食料生産のみならず美しい景観や農村環境の形成、多様な生態系の保全、都市住民の保養空間の創出、とりわけ水田は洪水調節、気候緩和、地下水かん養、土壌浸食防止などの多面的機能を有しており、持続的、安定的な農業の維持継続はこれらの機能を発揮させる点で社会的意義が大きい。一方では、農薬や肥料等への過度の依存による河川や地下水等の水質や生態系への影響など、農業に由来すると思われる環境への負荷の増大が懸念されている。

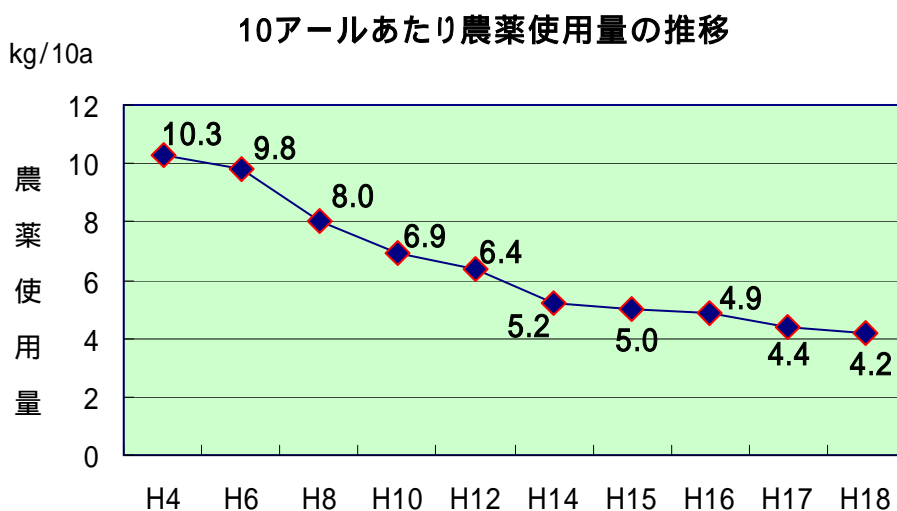
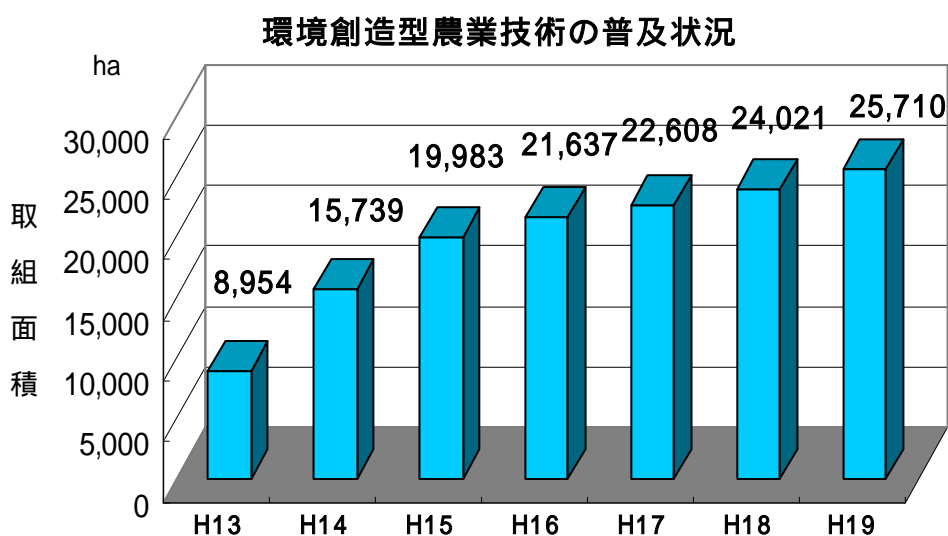
また、近年「食」の安全安心を揺るがす事件が多発し、消費者の食品に対する不安が高まっている。さらに、世界人口の増加により近い将来世界的な食料危機が訪れると予想されており、食料自給率の向上はわが国の喫緊の課題となっている。農業は地球温暖化の影響を最も受けやすい産業とされ、平均気温の上昇による生産の著しい不安定化が懸念されており、農業分野で可能な地球温暖化対策については積極的に取り組む必要がある。

また、近い将来、化石燃料の枯渇が懸念されており、燃油を始め肥料、農薬、各種農業用資材等の価格高騰が予測されるなど、安定的に食料供給を担っていくための課題が山積している。このような中で、生産性の確保を図りながら、地球環境や生物多様性の保全にも配慮した環境創造型農業の推進と安全安心な農産物の持続的な生産がますます重要になってきている。

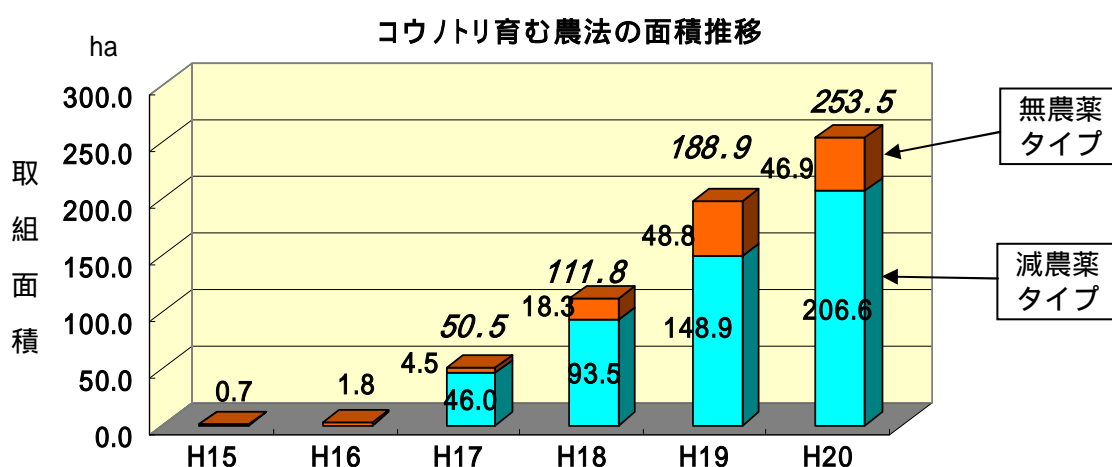
2 これまでの取組経過

兵庫県では、平成 4 年度から環境に対する負荷の軽減と県民への安全安心な農産物の安定供給を図ってきた。平成 5 年度には、全国に先駆けた「兵庫県有機農産物認証制度」の創設（平成 5～12 年度）や、残留農薬に対する消費者の不安に対応した「ひょうご安心ブランド農産物認証制度」の創設（平成 13 年度

～)などの特徴ある取組を通じて環境創造型農業を実践してきた。その結果、土づくりを基本とした化学合成された肥料及び農薬の使用量の低減をめざす技術の導入は、水稻、野菜作付面積の過半を占める 25,710ha(19 年度末)となり、ひょうご安心ブランド産地数は 148 産地(平成 20 年 10 月現在)、環境創造型農業を支えるエコファーマー数は 1,617 名(平成 20 年 10 月現在)と着実に増加している。また、これらの取組により 10a あたり農薬使用量(平成 19 年現在)は平成 4 年の約 40%(4.2kg/10a)と大幅に低減され、家畜ふん尿の堆肥化等の処理率が



ほぼ 100%にまで向上するなど環境への負荷軽減が進み、大きな成果をあげている。特に、但馬地域では、コウノトリ野生復帰への取組にあわせて「コウノトリと共生できる農業」の実現をめざし、平成 14 年から「コウノトリ育む農法」の普及推進を図ってきた(平成 20 年 8 月現在 253ha)。このような生き物と共生する農業は県下各地に波及しつつあり、モデル事例として全国的にも注目されている。



3 今後の取組方向

国では「有機農業の推進に関する法律」(以下「有機農業法という」)が平成 18 年 12 月に制定され、平成 19 年 4 月に「有機農業の推進に関する基本的な方針」が定められた。

また、農林水産省が平成 19 年度に実施した「今後の環境保全型農業に関する検討会」の報告書(平成 20 年 3 月)では、土壌への炭素貯留の促進が地球温暖化防止の観点からも重要であると提言されている。

さらに、平成 20 年 5 月に神戸で開催された環境大臣会合を契機として、地球温暖化や生物多様性の保全等の環境問題に対する県民意識の高まりを踏まえ、県では平成 20 年 12 月に「第 3 次兵庫県環境基本計画」を策定し、この中で地球温暖化の防止、循環型社会の構築、生物多様性の保全、地域環境負

荷の低減を施策目標として設定し、環境創造型農業の推進が明確に位置づけられた。

このような情勢を踏まえ、本県ではこれまでに進めてきた実績を強みとして活かしながら、土づくりを基本とし、化学的に合成された肥料及び農薬の低減割合の目標を明確に定め、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減することにより、より多くの安全安心な農産物を生産し消費者に供給するとともに、農業の自然循環機能を増進し、生物多様性を保全する「環境創造型農業」を推進する。

推進にあたっては、県民の参画と協働によること、地球環境や生物多様性に配慮した環境と調和した農業をめざすこと、安全安心で良質な農産物を安定的に供給する体制を構築すること、農業者が容易に取り組み、経営を持続するための技術体系の確立・普及をはじめ各種の支援を強化することに留意する。

4 計画の性格

本計画は、平成 20 年 12 月に策定した「第 3 次兵庫県環境基本計画」の基本目標である 地球温暖化の防止、循環型社会の構築、生物多様性の保全等を農業生産面から具体的に推進する計画とする。

また、「有機農業法」では有機農業の都道府県推進計画策定が努力目標とされているが、本県では有機農業は環境創造型農業の一形態であり、有機農業を含めた環境創造型農業を総合的に推進することが効果的であることから、この環境創造型農業推進計画を有機農業法に基づく「都道府県の推進計画」と位置づけることとする。

環境創造型農業の理念

地球環境や生物多様性に配慮した「人と環境にやさしい農業」を創造し、安全安心で良質な食料の持続的な生産を進めます

農業による環境への負荷を軽減し、環境と調和する農業を進める

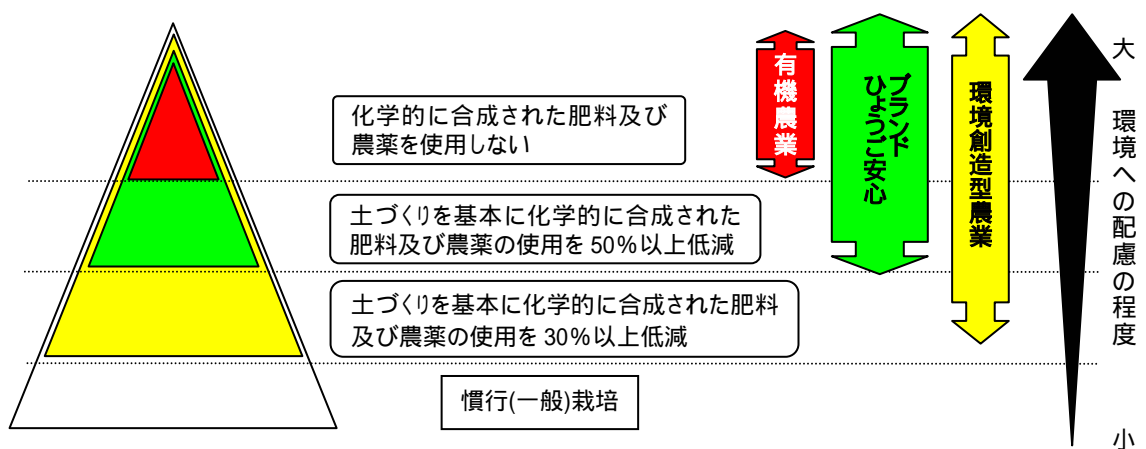
農業者及び流通・販売業者等の関係者が積極的に環境に配慮して生産された農産物の生産・流通・販売に取り組み、安全安心で良質な農産物の供給を進める

環境創造型農業とそれにより生産される農産物に対する理解増進のため、農業者と消費者等の連携を促進する

地球温暖化の防止や生物多様性の保全に対して積極的に貢献する

環境創造型農業の範囲

< 環境創造型農業のイメージ >



生産方式の定義と農産物の誘導方向

生産方式の定義

環境創造型農業：

農業の自然循環機能の維持増進を図り、環境への負荷を軽減するため、たい肥等有機質資材の施用等による土づくりを基本に、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を慣行(一般栽培)の 30%以上低減する生産方式

ひょうご安心ブランド：

環境創造型農業のうち、土づくりを基本として化学的に合成された肥料及び農薬の使用を 50%以上低減する農法で生産するとともに、農薬を使用した場合には残留農薬が国基準の 1/10 以下となる技術による生産方式

有機農業：

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産方式

農産物の誘導方向

兵庫県認証食品

ひょうご安心ブランド農産物

有機農産物

目 標

- 1 環境創造型農業を兵庫県農業の基本として推進します
(水稲作付面積の 80%、野菜作付面積の 60%、全体で 75%)
- 2 ひょうご安心ブランド農産物の生産面積を 10,000ha(現状の 10 倍)に拡大します
- 3 有機農業の取組を 1,000ha(現状の 6 倍)に拡大します

1 環境創造型農業普及目標

本県の主要な農作物である水稲及び野菜は、土づくりを基本に化学合成された肥料及び農薬の使用を慣行の 30%以上低減する農業生産方式へ誘導します

現況(H19) 4,281ha

目標(H30) 37,000ha(水稲 80%、野菜 60%、全体で 75%)

さらに、化学合成された肥料及び農薬の使用を慣行の 50%以上低減する農業生産方式へレベルアップを図ります

現況(H19) 1,046ha

目標(H30) 10,000ha

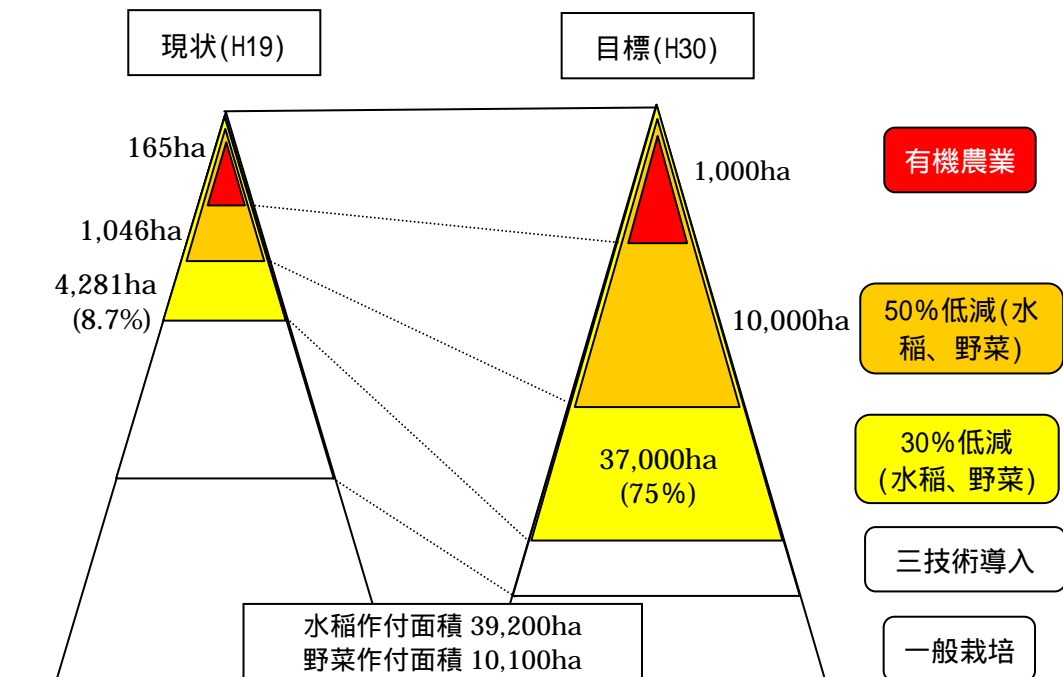
(水稲 8,000ha、野菜 2,000ha)

また、有機農業実施面積を拡大します

現況(H19) 165ha

目標(H30) 1,000ha

環境創造型農業推進の目標



2 安全安心な農産物の供給目標

ひょうご安心ブランド農産物

現況(H19) 816ha(5,693t) 目標(H30) 10,000ha(100,000t)

有機農産物 現況(H19) 835t 目標(H30) 3,300t

3 生産団地の育成目標

ひょうご安心ブランド生産に取り組む産地数

現況(H19) 129 地区 目標(H30) 500 地区

4 推進体制の整備目標

地域推進協議会等の設置市町数

現況(H19) 17 市町 目標(H30) 34 市町

農業振興地域農用地区域を有する全ての市町

IV 推進期間

平成21～30年度

(農林水産ビジョンの見直しに沿って評価・検証)

V 推進方針

参画と協働により環境創造型農業を進めます

農業者、農業関係団体、流通・販売業者、消費者、行政等幅広い県民の参画と協働による環境創造型農業の推進により、県民が「農」の恵みを楽しみ、農村と都市、生産者と消費者が支え合える社会をめざします。

環境と調和のとれた農業を進めます

化学的に合成された肥料及び農薬の低減による環境への負荷軽減、及び土づくりによる地力の増進を図り、農業の自然循環機能（自然界における生物が介在した物質の循環機能またはこれを促進する機能）の維持増進を図りながら、持続的な農業と食料の安定生産を進めます。

地球環境及び生物多様性の保全に配慮します

たい肥等有機質資材の施用等により炭素の土中固定を促進し、地球温暖化の防止を進めるとともに、多様な生物が共生できる環境の保全を進めます。

安全安心な農産物の生産・供給体制を構築します

消費者に信頼される安全安心な農産物を供給するため、GAP等の手法を活用した環境と調和した農業で生産されたひょうご安心ブランド農産物や有機農産物の生産拡大を図るとともに、流通・加工・販売の各段階における安全性や品質を確保し、安定的に供給できるシステムを構築します。

有機農業に容易に取り組めるようにします

有機農業をめざす農業者等が容易に取り組め、また、消費者が有機農業で生産された農産物を容易に入手できるよう、生産技術の開発・普及、農家の経営能力の向上、有機農業者のネットワークづくり、有機農産物のアンテナショップづくり、消費者の理解促進等を進めます。

VI 具体的な施策の支援方策

1 推進体制の強化

環境創造型農業を円滑に推進するため、県段階、地域段階の体制を強化し、関係機関が一体となった取組を進める。

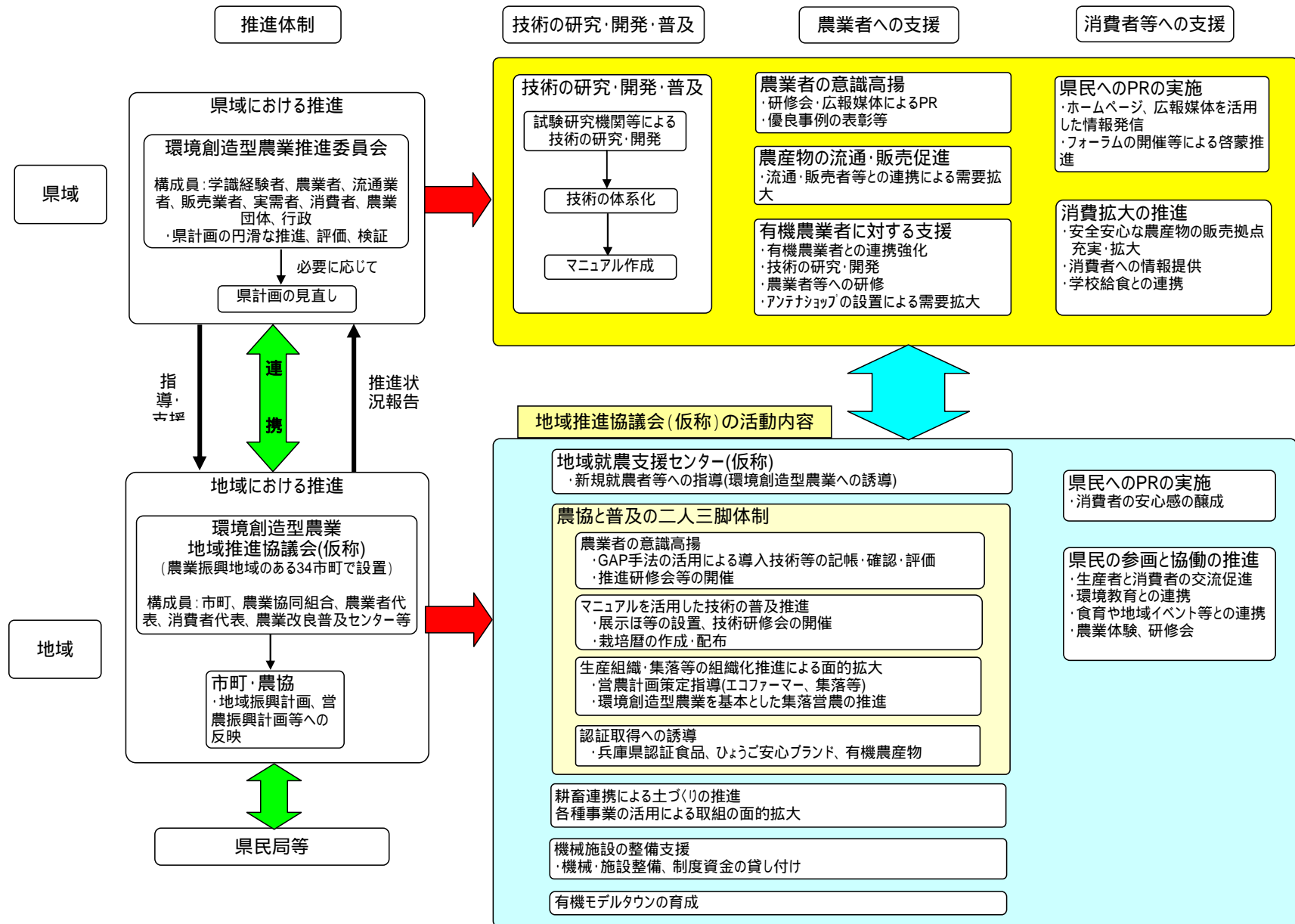
(1) 県域における推進

兵庫県における環境創造型農業の円滑な推進を図るため、学識経験者、農業者、流通業者、販売業者、実需者、消費者、農業団体、行政等で構成する「環境創造型農業推進委員会」により、本計画の推進及び取組状況の評価や課題等を検証・協議する。

(2) 地域における推進

地域単位で関係者が一体となって環境創造型農業を推進するため、市町を単位とした農業者、消費者、農業団体等関係団体、行政等からなる推進協議会を設置し、各種施策との整合を図りながら環境創造型農業の推進方針等の検討を行い、検討結果を市町の地域振興計画、農業協同組合の営農振興計画等に反映させるなど計画策定を行うとともに、情報の収集・提供や指導・助言を行い、環境創造型農業の普及・定着に努める。

環境創造型農業推進計画の推進フロー図



2 技術の開発と普及の促進

環境と調和した農業を進めるため、必要な技術の研究・開発と普及を推進し、地球環境や生物多様性の保全に貢献できる環境創造型農業の面的拡大を図る。

(1) 生産技術の研究・開発

試験研究機関を中心としたプロジェクトチーム等により、環境創造型農業を円滑に進める上で必要な技術的な研究・開発を行い、課題解決を図る。

また、有機農業においては農業者等が容易に取り組める技術の開発を進める。

環境創造型農業の推進に必要な技術の研究・開発

土づくり技術や環境負荷軽減のための技術の研究・開発や民間技術等の検証を進め、環境創造型農業を推進する。

- ・化学的に合成された肥料及び農薬の使用低減に資する新技術の研究・開発に取り組む。
- ・試験研究機関が中心となり、先進的な有機農業者の栽培技術を検証し、病害虫が発生しにくい栽培環境づくり、効果的な雑草防除、土づくり等の技術に加え、農産物の収量や品質及び農業経営の安定性を向上するための技術等について研究・開発を進める。

環境創造型農業技術の体系化

開発された技術等を中心に、環境への負荷軽減効果や農業生産の安定性、コストパフォーマンス等を現地実証試験等を通じて確認しながら、環境創造型農業技術等の体系化を進め、マニュアル化を図る。

- ・農薬や肥料の効率的・効果的な使用に加え、土づくり技術や民間で開発された化学肥料・化学合成農薬の使用を低減する技術、IPM(総合的病害虫・雑草管理)技術の検証を進めるとともに体系化を推進する。
- ・水稻をはじめ、野菜、果樹、豆類、花き、特用作物等において作目ごとに「ひょうご安心ブランド生産技術マニュアル」を作成し、展示ほ・実証ほ等を活用しながら技術の普及に努める。

- ・有機農業者その他の関係者の意向を配慮した上で、有機農業者のほ場等での展示実証や調査により、有機農業生産技術の体系化を図る。

(2) 地球温暖化や生物多様性に配慮した取組の推進

炭素の土中固定による地球温暖化防止対策への対応

分解しにくい腐植物質を多く含むたい肥の投入など、土づくりの推進を通じて農地土壌の炭素貯留を進め、地球温暖化防止に貢献するとともに農業由来の温室効果ガス排出抑制に取り組む。

- ・たい肥等の有機質資材による土づくりの広域的な推進による炭素の土中固定の促進
- ・水田におけるメタンガス発生抑制技術等の研究・開発

生態系への影響に配慮した農法の研究・普及推進

農地及びその周辺に生息する生物多様性を保全し、物質循環機能や食物連鎖等による病虫害の抑制など、生態系の活用を図るため、生き物に対する負荷の低減と併せて生物多様性に配慮した農法の研究・開発等を進め、生き物と共生できる環境づくりをめざす。

- ・コウノトリ育む農法における中干し時期の延期や冬期湛水等、地域の生態系に配慮した農法等の研究・開発

生物多様性に配慮した生産環境の整備技術の研究・開発

農地及び農地周辺の生物多様性の保全に配慮した生産環境の整備技術の研究・開発を進める。

- ・水生生物に対応した簡易魚道整備工法や中干し時の待避場所等、生き物との共生に配慮した生産基盤整備等の技術開発を促進

(3) 環境への負荷の軽減を進めるための技術の普及推進

化学肥料、化学合成農薬をはじめとした農業生産に由来する環境への負荷を低減する技術の普及を進め、環境創造型農業の拡大を図る。

普及指導体制の充実と農業協同組合との連携強化

農業改良普及センターに環境創造型農業担当の普及指導員を配置し、環境にやさしい農業技術の展示・実証や生産集団等の組織化を進めるとともに、農業協同組合の営農指導員との連携を一層進め、技術指導力の強化と役割分担による協働指導体制を構築し、環境創造型農業の地域全体への波及を図る。また、有機農業栽培技術をはじめとする研修体系の実施により資質向上を図る。

耕畜連携等による土づくりの推進及び化学肥料の使用低減

作物の健全な生育を促進し、化学肥料の使用量を低減するため、「ひょうごのやさしい施肥・土づくり運動」を推進する。

- ・家畜ふん尿の良質たい肥化の促進と耕畜連携の推進
- ・たい肥等の有機質資材の適正利用による土壌の生産力の維持向上
- ・土壌診断結果に基づき、たい肥等に含まれる養分や前作の残肥を勘案した施肥の低減
- ・肥効調節型肥料利用、局所施肥技術、有機質肥料の利用による化学肥料の施用量低減等

化学合成農薬の使用低減

農薬に替わる病虫害等の発生を抑制する技術の普及推進により農薬使用の低減を図る。

- ・病虫害や難防除雑草の抑制技術の確立と現地実証による普及推進
- ・要防除密度の判定に基づいた防除方法の選択等、IPM(総合的病虫害・雑草管理)の積極的な取組みの推進

環境に配慮した循環型農業の推進

農業由来で発生する廃棄物等の適正処理や、バイオマスの有効利用を図る「農」のゼロエミッションの推進により、環境に配慮した循環型農業を推進する。

- ・廃プラスチックの適正処理の推進

- ・家畜ふん尿、作物や食品の残さ等のたい肥化の促進及びこれらの利用促進
- ・マルチ等の農業用資材への稲わら等天然素材の利用促進

マニュアルを活用した普及推進

環境創造型農業をめざす生産組織等の技術習得を促進するため、安心ブランド生産技術マニュアルを活用した普及指導員や営農指導員による技術指導を徹底し、化学肥料や化学合成農薬を50%以上低減する取組へ誘導するとともに、ひょうご安心ブランドや有機農業へとステップアップを図る。

3 農業者等への支援

広く農業者が環境創造型農業の意義を理解できるよう、生産集団や集落営農組織、個別経営体、新規就農者などへの意識啓発を行うとともに、農業機械・施設の整備や、農産物の直売所等の整備への支援等を行い、取組の拡大を図る。また、ひょうご安心ブランドや有機農産物等の認証取得の推進により農産物に対する信頼性を高め、経営の安定化を支援する。

(1) 農業者等の意識高揚

環境創造型農業が本県における農業生産の基本となるよう、農業者等の理解促進を図るとともに、実践につなげるための意識の向上を図る。

研修会等の開催

農業協同組合や県が技術研修会を開催するなどにより、農業者等に対して環境創造型農業を進める意義の啓蒙を行い理解を促進する。

県ホームページや県発行の刊行物等、広報媒体の活用

積極的な情報提供により農業者及び関係者の理解の増進を図る。

優良事例等の表彰

環境創造型農業を進める上で、農業者や生産集団等の取組の模範となる優良事例に対する表彰等を実施するとともに、優良事例集の作成・配布を行い農業者等の意識高揚に努めるとともに、生産集団や農業協同組合の主体的な取組みを促す。

実施した技術の点検・評価

技術の向上と消費者等の「食」の安全安心等の要求に応えるため、環境創造型農業実施者に対し、導入技術等の記帳、確認、結果検討等、農業生産工程管理（GAP）手法を活用した農業者自らの生産管理を徹底する。

(2) 環境創造型農業の取組拡大

生産集団、集落営農組織等の組織化や、営農計画の策定・実践、地域就農支援センターによる新規就農者等への技術・経営指導等と併せて環境創造型農業技術の普及拡大に努め、点的な取組から面的な取組へと拡大する。

地域全体の取組への誘導

農業協同組合と農業改良普及センターの一体的な推進により、実証ほ等の設置や農業協同組合等で実施されつつある生産工程管理（GAP）手法等を活用するとともに栽培暦の作成・配布やモデル地域の育成等を図り、地域全体での取組に誘導する。

環境創造型農業を基本とした営農計画策定指導

エコファーマーや集落営農組織等に対して環境創造型農業を基本とした営農計画の作成指導により取組の拡大を図る。

組織化の推進

農地・水・環境保全向上対策等の施策を活用して、生産組織や集落等の組織化を進め、環境創造型農業の実践を推進する。

新規就農者等への啓発指導

県レベル及び地域レベルに設置予定の就農支援センターによる就農相談やプロジェクトチーム指導等を通じ、新規就農者等に環境創造型農業に取り組む意義等を啓発するとともに、技術導入、経営指導等を行う。

（３）機械・施設の整備促進

環境創造型農業の拡大に必要な農業機械・施設の円滑な導入を推進する。

たい肥生産・流通施設等の導入や土づくり用機械等の整備を図るため、制度資金や各種事業等の活用により支援を行う。

（４）生産された農産物の流通・販売促進

環境創造型農業で生産された農産物の価値を客観的に消費者等に理解されるよう、

認証取得を促進するとともに、需要の拡大により生産者の経営安定を図る。

兵庫県認証食品、ひょうご安心ブランド及び有機認証取得への誘導

消費者への信頼度を増すため、環境創造型農業で生産された農産物を兵庫県認証食品に誘導するとともに、化学的に合成された肥料及び農薬の使用低減を一層進め、「ひょうご安心ブランド農産物」や「有機農産物」の認証取得を推進する。

生産者と流通・販売業者等の連携による需要拡大

環境創造型農業やひょうご安心ブランド、有機農業に取り組む農家等、生産者と流通・販売業者の連携を図り、商談会や生産出荷会議、販売コーナーの設置等の取組を通じて需要の拡大を図る。

(5) 有機農業者等に対する支援

有機農業の導入は慣行の農業と比べて技術面や経営面で困難性が高く、取組がまだまだ少ないことから、速やかに普及拡大を図るため、有機農業者団体と協力しながら有機農業をめざす農業者等の生産技術習得や農産物の流通・販売への支援を行う。

研修の実施

有機農業をめざす農業者等に対し、土壌や病害虫などの基礎的な研修から栽培技術等の実践研修を行うなど、速やかな技術の習得に努める。

有機農産物の需要拡大

ひょうご安心ブランド農産物、有機農産物等の安全安心な農産物の需要拡大を図るためにアンテナショップを設置する。

有機農業者間の交流の促進

有機農業を含む環境創造型農業に取り組む農業者の交流の場づくりやネットワーク化を促進する。

有機農業モデルタウンの育成・指導

推進体制が整った先進的な地域での取組みを有機農業モデルタウンとして育成し、
周辺地域への面的拡大を図る。

有機農業者等の意見の反映

有機農業者等への支援を行うにあたっては、有機農業関係者等との連携強化を図
るとともに意見の施策等への反映に努める。

4 消費者等の理解の促進

消費者等に対して環境創造型農業の意義や取組等に関する情報提供を行い理解を深めるとともに、県民が参加できる機会の活用、安全安心な農産物の消費拡大を図るための支援等を通じて環境創造型農業への参画と協働を進める。

(1) 県民の意識の高揚

環境創造型農業を進める必要性について広く県民が理解を深めるとともに、農業者、流通・販売業者、消費者等がそれぞれの立場で環境創造型農業の推進に参画できるよう、県民の意識の高揚に努める。

フォーラム等の開催

消費者等を対象としたフォーラム等を開催して県民に環境創造型農業の取組の理解を促進するとともに意義の理解を促進する。

情報の提供

県ホームページや広報刊行物を活用し、県民に対して環境創造型農業に関する情報を発信する。

流通・販売業者や消費者等の参画と協働の推進

農業者、農業団体、流通業者、加工業者、販売業者、消費者、行政等が責務や役割を理解し、それぞれの立場で環境創造型農業の推進に参画できるよう啓発を進める。

地域イベント等との連携

県民農林漁業祭、各地域におけるイベント等の機会を利用し、県民へのPRを行う。

(2) 県民参加型の運動への誘導

消費者との交流や環境教育との連携の場で農業体験や生き物調査等を取り入れるほか、食育や地産地消の取組みとも連携するなど、県民が参加できる機会を増やし、環境創造型農業に対する理解の促進を図る。

消費者と生産者の交流会の開催

都市農村交流や消費者と生産者の交流を積極的に行い、県民の理解の促進と主体的な参画を促進する。

教育機関との連携による環境教育の推進

環境学習カリキュラム作成に対する助言指導等、社会教育や学校教育との連携を実施する。

食育との連携による参画と協働の推進

研修会等における情報提供や農業体験の実施等を通じて食育の取組を推進し、消費者等の参画を促進する。

(3) 安全安心な農産物の消費拡大の推進

安全安心な農産物を求める消費者がひょうご安心ブランド農産物や有機農産物を容易に購入できるよう、生産・流通量の拡大に努めるとともに販売情報の提供、学校給食や地域の食材として利用の拡大を図る。

消費者への情報提供の実施による理解の増進

県・市町の広報刊行物や研修会等により流通関係者や消費者等に情報を提供するとともに、ひょうご安心ブランド農産物や有機農産物等の販売店舗等における常設販売など積極的なPRを実施する。

安全安心な農産物の販売促進

兵庫県認証食品、ひょうご安心ブランド農産物、有機農産物等のアンテナショップや直売所等での販売を促進するとともに、卸売市場ネットワークを活用した流通体制を充実する。

地産地消や学校給食での利用促進

安全安心な農産物を地域に根ざしたものとするため、地産地消の取組や学校給食等の素材としての活用などを進める。

(4) 消費者の安心感の醸成

兵庫県認証食品、ひょうご安心ブランド、有機農産物等、各種認証制度の理解を促進することにより、環境創造型農業で生産された農産物に対する消費者等の信頼性を向上する。

5 推進状況の把握及び評価の方法

(1) 取り組み状況の把握

環境創造型農業の取り組み状況や本推進計画の進捗状況を確認するため、毎年度、市町や農業者団体等関係団体及び農業改良普及センターを通じて、取り組み状況の把握に努めるとともに、推進施策への反映を行う。

(2) 評価と施策への反映

本計画に基づく環境創造型農業推進の進捗状況について、毎年度、兵庫県環境創造型農業推進委員会において分析・評価を行うとともに、進捗状況に応じた施策等の提案を行う。

(3) 推進計画の見直し

本推進計画は、農林水産ビジョンの見直しや、社会・経済情勢の変化等に対応しながら適宜見直し等の必要な措置を行うものとする。

VII 県民の行動指針

1 事業者等の責務

(1) 農業者

化学的に合成された肥料や農薬などへの過度の依存が環境に負荷を与えていることを理解し、負荷軽減に配慮した農業生産活動に取り組む。

土づくりの実施、家畜ふん尿などの有機質資源のリサイクル、土壌診断に基づく施肥や病害虫の発生状況を踏まえた防除などを基本とし、化学的に合成された肥料及び農薬を低減するための技術を積極的に導入するとともに農業生産工程管理（GAP）を実践することにより消費者等の信頼に応える。

農業者から消費者に向けて積極的に情報発信し、交流することにより農業者の取組に対する理解を求める。

消費者や食品産業などのニーズを的確に把握し、生産活動に活かすよう努める。

(2) 農業者団体

環境創造型農業の推進に積極的に取り組むとともに、農業者に対する啓発、普及、広報活動を進める。

農業者の取組を支援するため、環境負荷軽減に配慮した栽培暦等を作成し、生産資材・技術の普及、土壌診断体制の確立、土づくりのための施設整備などを進め、適切な営農指導を行う。

環境創造型農業推進のための体制づくりを進め、消費者、実需者、流通関係者等との連携を一層深める。

(3) 流通関係者

農作物の栽培方法上の特長等、生産情報を消費者にわかりやすい表示の提供に心がける。

包装資材の使用量の削減や流通段階において野菜等のロスの発生を極力少なくするよう工夫するとともに、発生した残さについてはリサイクルを促進する。

農産物の外観のみにとらわれない流通を進める。

(4) 食品製造業・外食産業等

環境を大切にする食材づくりを農業者・流通関係者等と共に考え進める。

食品残さのリサイクルを進める。

食品製造業・外食産業からのニーズを農業者に発信するとともに栽培方法などに特色ある農産物については、それを活かした加工・販売の工夫を行う。

2 市町の責務

市町域における環境創造型農業推進体制を充実・整備する。

地域の特性を活かした環境創造型農業の推進方策を策定する。

県、農業協同組合等と連携した効果的な施策を実施する。

3 県の責務

環境創造型農業の必要性を広く県民の共通認識とするための啓発・普及を行う。

農業者・消費者・流通関係者等、あらゆる人たちの相互間の情報交換と連携の促進を図る。

環境創造型農業を進めるために必要な技術の研究・開発を進める。

県と農業協同組合の連携を一層強化し、普及指導員と営農指導員が一体となり、環境創造型農業の拡大とレベルアップを図る。

環境創造型農業の推進体制の強化と生産基盤や機械・施設等の整備を推進する。

農業・農村への理解の増進と、子供たちに対する農業の体験学習などの推進を行う。

新規就農相談等の窓口として「ひょうご就農支援センター」を設置し、新規就農者の育成の機会を通じて環境創造型農業の啓発を行う。

4 県民の役割

農業・農村が食生活の基礎であり、県土の保全等多面的な機能を有していることに対する理解を深める。

フードマイレージの理解を深め、環境に負荷をかけない消費活動の具体的な実践方法として、身近な地域で生産される農産物を活用した季節感ある地産地消型の食生活を心がける。

環境創造型農業で生産された農産物を買う支えるなど、積極的な購買行動が地球環境や生物多様性に配慮した環境創造型農業生産につながることを理解を深める。

栽培方法など特色ある農産物について、その表示を確認して農産物の外観のみにとられない選択に心がける。

緑豊かな農村で環境創造型農業を体験し、理解を深める。

生ごみのたい肥化など有機質資源のリサイクルを進める。